

中国・漢族および少数民族における 一夫多妻・一妻多夫婚を中心にした婚姻制度

— 人民共和国成立以前の事例を中心として —

秦 婧*

要 旨

かなりの国と民族において複婚、すなわち一夫多妻・一妻多夫制がみられる。その形態は多様である。アジアにおいてはインドや中国領チベットなどの民族ではこの複婚制の事例報告がかなりみられる。ただ、中国の事例はほとんど知られていない。ただ幸いなことに、中国において、1988年から1990年にかけて、莫大な量の中国領内の過去の家族にかかわる資料の収集が行われた。この研究はその膨大な資料を使っての分析である。そこには漢族だけではなく、中国領内のいわゆる少数民族の事例も含まれている。これらの事例を使って家族・婚姻の分析をするのが筆者の本来の研究目的であるが、本稿では「婚姻形態」に限って分析を行った。その分析の結果あきらかになったことは以下のとおりである。すなわち、これら複婚制は一夫一妻制からかけ離れた婚姻形態ではなくて、ある生活条件の差異によって、簡単に複婚制に移行する事実である。それはいわば「生き残り戦略」から生じるもので、基本的原因は貧困である。従来、文化論のレベルから複婚制が解釈されがちであったが、本稿は「生き残り戦略」から解釈をし直したところに新しさがある。

キーワード：一夫多妻、一妻多夫、複婚、漢族、生き残り戦略

*大手前大学大学院比較文化研究科

1 問題関心

世界中ではかなりの国と民族において複婚、すなわち一夫多妻・一妻多夫制がみられる。文化人類学や民俗学の報告によると、この複婚は、多様であり、アフリカでは一夫多妻制があること（早瀬、1996）、また、アメリカ合衆国のモルモン教においても一夫多妻がみられる（スミス、1835）。さらには16世紀、キリスト教の一派の再洗礼派にも一夫多妻制がみられたことが記されている（*Matilda Joslyn Gage*, 2002）。

また、日本でも一夫多妻婚の歴史をもっている。佐藤良雄によると「日本社会は一夫多妻婚の社会であった。今日では民法や刑法によって一夫一妻制が堅持されているが、実際は、法律上の配偶者（妻）のほかに事実上の配偶者（妾とか重婚の内縁の妻）を有する者も少なくない」（佐藤、1993、p.65-94）という。この引用した佐藤の論文が教えるところから従うと、日本でも中古の時代から一妻多夫がかなりみられたことが事例を通してしめされている。また松本芳夫はすでに『魏志倭人伝』のなかに一夫多妻制を示すものがあると指摘している（松本、1940、p.1）。

日本以外でアジアにおいてはインドや中国領チベットなどのさまざまな民族で見られるようである（和田、1988、p.43）。その多くは一夫多妻であるが、インドのマジュムダールのロハリ村では「全戸五七家族の内、二八家族（四九パーセント）が一妻多夫婚、二二家族（三九パーセント）が一夫一妻婚、七家族（一二パーセント）が一夫多妻であった」（和田、同上、p.62）ということで、例外的に一妻多夫のコミュニティが存在していたことが示されている。

中国に目を転じてみると、和田の指摘のように、中国領チベットに複婚の例が報告されている。また、中国での中心の民族である漢族においては一夫一妻制が原則であるが、日本がそうであったように、身分の高い家族が一夫多妻（と言っても妻の間に正妻と側妻との区別があった）であった。

ところで、中国において、1988年から1990年にかけて、莫大な量の中国領内の過去の家族にかかわる資料の収集が行われた。その収集された資料の量は大部の本、32巻に及ぶ（総責任編集、胡福生『中国民俗大系』、2004）。この膨大な資料を使っての分析が本研究である。そこには漢族だけではなく、中国領内のいわゆる少数民族の事例も含まれている。これらの事例を使って家族・婚姻の分析をするのが、筆者の課題であるが、本稿では「婚姻形態」に限って分析を行った。多様な婚姻形態を通じて、その多様性を生み出した要因を明らかにするのが、本稿の目的である。

そもそも筆者が専門とする民俗学で婚姻習俗というとき、それは伝統的な婚姻習俗を意味する。伝統という言い方は時代的には不確かであるが、中国においては大まかには中華人民共和国成立以前を意味する。あるいは近代化以前という言い方であって

もよいかもしれない。

ところで本稿のタイトルに「一夫多妻・一妻多夫婚を中心にした婚姻制度」という複婚を中心にした表現をしたのは、次のような事情による。すなわち、現場においては、一夫多妻・一妻多夫というような複婚が、一夫一妻という数として多い婚姻形態と離れた存在ではなくて、単婚と複婚とは相互転換性をもっているものであり、比喩的にいえば、ふたつの点ではなくて、線としてつながっているものであることが分かったからである。相互転換性をもっているという判断のために、民族ごとで強く区分をするという従来の文化人類学の手法を後方に退け、中国領内の婚姻形態からこの地域の異なった婚姻形態を生み出す要因と特色を探ることとした。

そのため、以下では一夫多妻・一妻多夫婚にかぎらず、それと近親性がある婚姻形態も同様の重要性をもって紹介することになる。やや煩雑になるかもしれないが、このような多様な婚姻形態が中国に存在したという事例報告はとても限られているので、資料紹介の意味もふくめて、その多様な形態を丁寧に紹介することに務めた。

2 一夫多妻・一妻多夫の婚姻形態

A) 一夫多妻

漢族の多くいる地域ではなくて、チベットといわれる西藏地方の一夫多妻家族を最初にとりあげる。西藏地方は現在で言うと西藏自治区であり、その北は新疆ウイグル自治区、東は四川省、南東は雲南省である。

1950年代以前では、西藏地方は政教一致制度を実施していた。婚姻形態には階級内結婚〔血縁内の人たちが多いようだ——筆者注〕と血縁外結婚とがある。血縁外結婚には一夫一妻制度が中心であった。これ以外には、多くの地域には「原始群婚」¹⁾の残余が保存していた。すなわちその婚姻形態には一夫多妻、一妻多夫、母娘共夫、父子共妻、友人共妻などであるという。

そのうち、ここでは一夫多妻をとるあげる。一夫多妻の家庭は官僚と裕福な商人の納妾〔正妻以外の妻や妾〕があるが、それ以外に多数は姉妹共夫である。この根本の原因は男子だけの家庭には女性の労働力が少ないため、妻の姉妹を入れて一夫多妻にすると先に紹介した『中国民俗大系』は指摘している。一番目の妻は家事労働を主にして、二番目からの妻は農業や牧業を管理する。三人姉妹であることもある。また一夫多妻であるものの一人の男子を妻方居住婚〔招贅²⁾〕とするケースがある。この場合、妻方には複数の姉妹がいることになる。

「両頭大」と中国語で表現されるものも、一夫多妻のひとつの形である。昔の上海の豊かな家では、正妻がいる男子が二人目の女性と結婚することがあった。そのとき

は、正妻との結婚と同じであった。そして、呼び方も正妻である。“妾”ではない。地位も正妻と同じである。1950年に“新婚姻法”が成立以来、これは禁止された。

よく似た例として、河北地方の例であるが、「対房婚」とよばれるものがある。それは、“一門両不絶”とも呼ばれた。この婚姻形態をとるのは多くの場合、豊かな家であるという。この婚姻形態になる条件は次のようなケースである。ある家に二人の息子がいて、そのうちの一人の息子が亡くなって、残ったもうひとりの息子にふたりの女性と結婚させるのである。同じ日にふたりの女性と結婚式をあげる。その結婚式の当日、年上の女性と先に式をあげ、その後すぐに次の年下の女性と式をあげるので式は別々である。

江西地方その他において、昔は、お金持ちの男はたくさんの妻を得た。それを「三妻四妾」という。男性は若くて新しい女性を求める。また妻が子供を産めない場合、次々と新しい妻を得る。二番目の妻と結婚（「納妾」）するときは、一番目の妻との結婚とくらべて式を簡素にする。「統弦」は奥さんの死後、新しい妻を得ることである。中華人民共和国が成立後、「婚姻法」に従って一夫一妻制度が決められた。ただし、奥さんの死後の再婚は合法である。

比較的裕福な漢族においては、正妻以外に妾をもった。これも一夫多妻であるが、本稿が対象としている資料ではあまり出てこない。紹介した23巻本の資料収集目的の範囲外であったからであろう。それは当たり前であって民俗学的関心から遠かったからかもしれない。ただ、次の湖南地方の例がその典型に近い。

「納妾」。湖南地方。中華人民共和国が成立前、男子は多くの妻妾を得ることができた。しかし、女性には厳しかった。妾の地位は召使より少し上になる。正妻の子供は“嫡出”といい、妾の子供は“庶出”と呼ばれた。その子たちの社会地位、財産の相続、授官などには大きい差別があった。

なお、この一夫多妻の変形として、河北地方につきのような報告がある。「扶正婚」。これは、正妻が死後、子供を産んだ妾が正妻の位置になることである。一般的はもう一度式をする。正妻を得る式と同じようにする。そして、妾はそれから正妻になって、正妻と同じ権利を持つ。

一夫多妻の物語³⁾

清朝の末期のころ、ある秀才がいた。この秀才の名前は王平安という。この王秀才が60才になったとき、自宅の庭を改修するために掘ったところ、土の中からたくさんの金銀財宝が出てきた。そのため王秀才は金持ちになったのである。

金持ちの王秀才は妾を欲しくなった。けれども、奥さんの反対を恐れて、直接にそれを言えなかった。それで、毎日、うっとうしいふりをして過ごした。心配した奥さ

んが王秀才に事情を聞いてみたら、王秀才はつぎのように答えた。

“私たちは娘しかいない。その娘たちも嫁に行った。いつか私たちが亡くなったら、このたくさんの財産を継続する人がいない”と。

奥さんはすぐに王秀才が言う意味を理解して、妾を入れることに賛成をした。その後、王秀才は劇場で働いている芸人から21才の若い女性を妾として家に連れて来た。その後、一夫一妻一妾の生活が始まったのである。

もうひとつ紹介しておこう。短編小説の“妾撃賊”(『聊齋志異』、1986)のあらすじ。

ある郊外に富豪が住んでいた。その富豪が優しくてきれいな妾を得た。けれども、その富豪の妻はずっと妾を虐めた。そのうえ暴力もふるった。それに対し、その妾は何の文句も言わずに、慎みながら奥さんと付き合っていた。

富豪は妾に同情し、慰めていた。ある日の夜、何人かの泥棒が家に押し入った。寝惚けまなこの富豪と奥さんは怖くてふるえていた。ところがその時、妾は上手な武術で泥棒たちが倒れるまで打ちのめした。これを見ていた富豪と奥さんは驚いてしまった。

その後、奥さんは自分のいままでの行為を後悔し、また妾を恐れた。奥さんは妾を尊敬しながらも恐れていたのである。けれども、妾はずっと妾としての礼儀を守っていた。近所の人々は妾になぜ能力(武術)があるのに、反抗しないのかと訊いてみた。妾は自分の身分がよくわかっているのだから、それを守るべきだと答えた。それを聞いて、みんなは妾のことを敬服した。

これらが裕福な家族に多いひとつの典型的な話であろう。

B) 一妻多夫

西藏地方では一妻多夫の家庭は主に兄弟がひとりの妻を共同にする。当時の「差巴」(農奴中で階級が少し高い人たち)は兄弟数人で妻を得る。なぜなら家を分けてしまうと家が複数になるので高い「烏拉差税」〔労働に係わる税金〕を払えないからである。この形の結婚は長男が先に結婚して、下の兄弟が次々に結婚相手になる。つまり結果的に一妻多夫になった。

兄弟たちはそれぞれ自分の部屋をもち、妻がそれぞれの部屋に移動をする。産まれた子供は長男を父と呼び、他の兄弟を叔父さんと呼ぶ。この形の婚姻形態は農民の間に多い。

兄弟たちは仲がよく、仕事も協力して頑張っていたという。そして、この形の家庭は長男が家長で、二男は牧業や畜運送の仕事をし、三男以下は家で農業の手伝いをする。二男や三男でも、もし能力があれば、家庭の事務を管理して、家長になることがある。一般的に兄弟が仲良く暮らせる要因は賢徳な妻がいるおかげであるといわれている。

同じ西藏地方に別の形の一妻多夫がある。それは「友人共妻」とよばれるものである。男子が自分の友人とともに妻をとる形態である。この婚姻形態は男同士が気持ちとしてのつながりを求めながらも、現実的には足りない労働力を補う必要からという側面もある。また、相互に財産を求めて家族になる場合もある。ただ、友人共妻は社会的に軽蔑されていたという。

河西地方で「坐堂招夫」と表現される一妻多夫の形がある。それは男子が結婚後、生活する能力がないために、無理やりに妻のために他の男を探してきて、家に連れて帰る。そして、自分はこのふたりに養ってもらうのである。または、夫が病気で、義理の両親に同意をもらって新しい夫を探してきて、家に連れて帰る。その結果、一妻多夫となるのである。中華人民共和国の成立後、この現象はすでになくなってしまっている。

遼寧地方では「招養夫婚」とよばれる一妻多夫があるが、これは「坐堂招夫」と同じであり、ただ、養うことにポイントを置いた表現となっているだけだろう。「招養夫婚」となる原因として、以下の3つが説明されている。1. 夫が長い間に実家に帰ってこない場合と他の妻を得て独立で生活している場合。2. 夫が病気で家族を養うことができない場合。3. 夫に性的能力がない場合にほかの男性を家に入れて血縁を続ける。

産まれた子供は前の夫の名字に従う。そして、家が貧しくて、妻を得ることができない男性が他人の家に入って招養夫婚をすることもある。

招養夫婚の形式には二つがある。公開と半公開である。ここでいう公開とは他の人がこのことを知っているということ。公開の場合は、招養夫婚は女性の家に入るが、夫婦とは呼ばない。産んだ子供は男性のことを叔父さん(伯父さん)と呼ぶ。半公開の場合は男性は離れて独立して住んで、定期的に有夫婦人と夫婦生活をする。

山東地方では「手合手伙」(伙は仲間の意味)とよばれる一妻多夫婚がある。原文では「一妻多夫の非正式婚姻関係」と表現されている。女性に夫がいても夫が長い時間に家に戻れず、家が支えきれない場合か夫が死んだが、再婚の希望がない場合にこの婚姻形態となる。男性が女性の家に入るが、二人は夫婦と呼ばない。そしてすでにいた子供は相手のことをおじさんとかおばさんと呼ぶ。この間に産んだ子供は、両親を父や母と呼ぶ。その後、なんらかの理由でこの関係が破綻した場合は、この期間に男性が生んだ子供は男性が養わないといけない。

湖南地方には「双祧⁴⁾」とよばれる婚姻形態があった。これも一夫多妻に含まれよう。男子は結婚をして嫁の家に所属しつつも、元の親との関係を保留する形である。そして、二つの家の息子として、二つの家のため家系を残す。そのため、二つの家で各妻を得て、その妻たちはそれぞれ家の正妻である。これを双祧という。

ここで西藏地方にあるひとつの伝説を紹介し、地元での一夫多妻のイメージを示そう（文昊、2010）。それは「俄曲河辺の伝説」という有名な伝説がある。それは以下のようなものである。

牧馬少年と牧羊少女と幼馴染で、お互いに愛しあった。しかし、少女の母親は、自分の娘を金持ちの商人と結婚させた。商人はよく商売のため外に出る。少女と少年はお互いに会いたいもので、よく密会した。その後、そのことが商人の親たちにばれてしまい、親は商人に報告した。商人と親が相談して、少年を自分の家に入れた。その結果、一妻多夫で、一夫は商売し、一夫は牧羊をして、円満な家族になったという。

もうひとつ紹介しておこう。

「春桃」という民国時代の小説があり、それは一妻多夫と言えるものだ（許地山、1947）。

女主人公春桃は結婚してすぐに戦争のために夫と離れ離れになってしまった。春桃は一人で乞食をしながら北平にたどり着いた。そこで店舗の店員、劉向高とつきあって恋に落ちた。そして同棲生活を始めた。ところがある日、春桃は街で偶然、夫の李茂と出くわした。李茂の脚には障害があった。それもあって春桃は家に夫を連れ帰った。その後、三人で一緒に暮らすことになったのである。劉向高は春桃に“もし、君らの実家に戻ったら、彼は世帯主であり、俺は同棲者となり、君は私たちの妻である”と自分の考えを伝えた。

明の時代、ある文人陸容が非常に奇異荒唐な風俗を聞いた。それは、浙江省温州の樂清地区の“一妻多夫制”である。最初、陸容はこのことについて信じてなかった。自分が直接に当地まで調査を行い、それで確かめた。その後、陸容はこのことを朝廷に知らせた。明の朝廷が知る後、この行為を禁止した。陸容の『菽園雜記』にもその次のものが書かれていた。成化期間では⁵⁾、普通は一つの家兄弟が一人の妻を得る。娘がいる家さえ、逆に娘を一人子の息子と結婚させたくなかった。一妻多夫婚が始まると、毎晩、兄弟は毛布を門にかけてマークをして、妻と約束をする。しかし、遠くて偏僻なところであったので、清末までもこの風俗が残っていた（許地山、1947）。

20世紀の後半のことだが、京城の房山区に住んでいた農民の王さんが原因不明の病気になる。そのため働けなくなり、横臥して日々を過ごしていた。家族の構成員である母親と妻と子供はすぐに収入源を失ってしまった。仕方がないので、王さんは華北で行われていた方法を使うことにした。それは、自分の妻にもう一人の夫を得て、そしてこの家を養ってもらうことをする。これを“招夫養夫”という。王さんは地方から来た郝さんを選んだ。郝さんは若くて未婚であり、ふさわしい相手だった。郝さんは家事と農業をして、家族を養いながら、共妻をしたのである（「民間的招夫養夫」⁶⁾）。

C) 多夫多妻

ここで珍しい例であるが、多夫多妻婚についても言及しておこう。それは「一支両不絶婚」とよばれている。それは、山東地方の泰安と曲阜にみられた婚姻形態である。この婚姻の目的は血縁の継続と財産の相続問題を解決するためである。

兄弟二人がいたとする。最初はそれぞれが別々に結婚する。ただ、生まれる子供の家系と相続を重視して、ふたりの女性（妻）を定期的に相互に交換をする。そうすると、兄弟のうちのどちらの子供かわからなくなるので、その子供（男の子）はふたつの家の相続ができることになる。もちろん、男の子が複数生まれた場合は、その子たちが均分に相続する。これはふたつの家でひとりの男の子しか生まれなかった場合の危険防止方法である。血縁性（親族性）とそれともなう相続の課題を解決する方法として生まれたものである。

3 婚姻成立に至る習俗と便宜・貧困その他による相手と婚姻先の選択

以下に複婚以外の婚姻形態を紹介する。便宜的に分類をしたが、婚姻には複数の要因が絡むことが多いため、以下の小見出しによる分類は、暫定的な分類ともいえるものである。

幼児での婚約

「婚約」。ここでいう婚約は現在使われている婚約の概念とは大きく異なる。江西地域では、民国時代に「童養媳」（幼児婚約、媳は嫁の意味）の婚姻形態が流行っていた。昔は貧しくて子供が多いために、全員を養うことができなかった家が少なくなかった。多くの貧しい家庭が自分たちの幼女を他の家に手わたした。多数の息子がいて全員の結婚が困難と感じた家では貧しい家から幼女をもらったのである。そして成人して結婚させたのである。

「童養媳」について、別の記述がある。童養媳はまた養媳婦とも呼ばれる。家が貧しいために息子が結婚できないことを危惧する親がいる。そのばあい、早めに幼女を得て“媳”（養女）にする。また逆に、豊かな家（小康之家）では、労働力を増やすために幼女を入れることもある。そのばあい、礼金（聘資）は少なめでよい。養ってもらう幼女は、家が貧しいか、姉妹が多いか、親が亡くなって養う人がいないかである。

湖南地方でも類似の記述がある。童養媳（幼児婚約）または“帶細媳婦”とよばれる。家が貧しくて娘を養うことができないため、娘が小さいときに他の家に譲って“細媳婦”をすることである。細媳婦は聘資（お金）と嫁粧（嫁入り家具など）が要

求されない。また結婚式もしない。“娘だけ送ればよい”ということである。童養媳では娘はしゅうとめの家の生活は非常に大変である。嫁であるが、実は召使のようなものである。童養媳は小さい年から年差がある男性と同棲させられることがある。そして、12、13才で妊娠して子供を産む。女性の心身に大きい傷害を与えた。

一般的に養媳婦は軽蔑され、虐待もされる。成人になってから、男性の家は簡素な結婚をあげ、簡単な共同の食事の場を設ける。これで結婚が成立する。養媳婦は結婚後は、家で地位が著しく高くなる。そのため、養女本人は早い結婚を望んだ。ただ、中華人民共和国になり、“婚姻法”が公布後、この養媳婦の習俗は禁止された。まったく同様の「童養媳」は山東地方でも報告されている。

なお筆者である私（吉林省）の祖母がこの養媳婦であったので、私の聞いたことをここに挿入しよう。

私の祖母の話では、祖母は祖母の義理の母ととても仲が悪かったという。その理由は、祖母は祖母の義理の母から、食事はすべての人が食べ終わってから食べるように、とか、鶏や豚の世話や農作業などとても多くの作業を朝から晩までさせられたからである。つまりたいへん働かされたのである。それに対して、義理の祖母はあまり働かなかったからである。

ただ私の父によると、私の父は自分の母（私からみた祖母）に同情するよりも、祖母の義理の母の方に同情したという。その理由は、祖母の義理の母は、養媳婦ではなかったので、普通の家内労働をしていたのであって、それを養媳婦であった祖母と労働内容を比較して祖母が義理の母を批判（この批判は正式に結婚してからである）するのはおかしいと解釈していたからである。

「望郎媳」は日本語に翻訳できない。これは息子のいない家庭が、ほかの家の娘をもらってきて、未来の嫁にすることである。昔は女の子をもらうときは、その家に礼金を払う必要がないか、軽く礼金やものを支払う。この方法は、この家では長い間に息子が産まれないために、息子よりも先に女の子を家の構成員にしておく方法である。

これにかかわって、民間には“十八姑娘三岁郎”という表現が伝わっている。嫁が十八歳になった時でも、夫は三歳でしかない。このような極端な言い伝えの表現が生まれたのは、婚姻形態として生活が貧しいにもかかわらず息子を望む（望子）俗信があるためである。

河北地方などでみられる「娃娃親⁷⁾」とは両方の子供がまだ赤ちゃんのころに婚約をすることである。「娃」は赤ん坊の意味である。したがって、「赤子婚約」とでも訳せようか。子供たちが成人になると結婚することになる。この間になががあっても婚約を破ってはいけないことになっていた。現在のテレビのドラマでも、この時代の娃娃

親の話が出てくるのがあって、相手がとても貧乏になっても結婚しなければならないというようなストーリーが出てくる。

また、浙江地方の洞頭では、男女は幼児の時、聯姻（婚約）することを「訂小親」という。ある家が自分の息子が大人になってから結婚できないことを恐れるため、息子が12、13才のころに息子に婚約をさせる。そして、貧しい家は10才未満や2、3才の娘を婚約する。それは、先に一部の礼金をもらって、生活するためである。また相手の家からたまに助けてもらってほしいからでもある。

相互の便宜のための結婚

「服役婚」とよばれるものがある。西藏自治区の門巴族の若者においては恋愛は自由である。しかし、結婚ができるかどうかは家の経済力で決まる。それは、招嫁や招贅（婿）であっても、お互いに彩礼（礼金）を出さないといけないからである。この礼金は相手の家が労働力を失った補償である。

彩礼は3つの部分に分けられる。それらは帕葛・瑪葛・俄籠である。“帕葛”は父親に渡す身価銭（養ってもらったお礼）である。それは一般的には長い刀と一つの銅鍋でなりたっている品物である。“瑪葛”は母親に渡す身価銭である。一般的に一つの蔵服セットと一つの嘎烏である。嘎烏はりっぱなブローチのようなものである。

“俄籠”は交換するものを意味する。普通は牛一頭で、それを結婚式のときに連れてきてそれを殺し、招待した人にふるまう。そして、それを結婚式のほかの費用に加えた。しかし、豊かでない家はそれを負担できないため、男子が女性の家に入って労働する。これは礼金の代わりに労働をするので、それを服役婚と呼んだのである。

男子が女性の家に入って労働するのは、お互いに相談した結果である。媒酌人の役割はとても重要である。男子が彩礼を払えないと言う場合は、媒酌人は女性の家庭を説得するのである。例え“誰々は力持ちで、テキパキしていて、心も優しい……本当に彩礼を払えません。この家に入って何年間も労働させてから結婚しましょう”と言えば、普通は同意をすることになる。労働期間は2～3年間である。そして、男子の衣食はすべて女性の家に任せることになる。この期間も自分の妻と一緒に暮らすことができる。もし、子供が産まれた場合でも、男子が子供をかまうことができる。上記の期間が終わると、男子は妻と子供を連れて元の家に帰る。この時、一般的には娘の家はかれらに生活の必需品を与える。それは新しい家庭を援助するためである。

「交換婚」。西藏自治区。彩礼は負担があるため、ある家においては自分の娘と他人の家の娘（彼女が嫁になる）とを交換する婚姻形態もあった。こうすれば、お互いに彩礼を払わなくてもよいということになる。そして結婚式は簡単にすればよい。交換婚は一般的にはお互いの条件が同等のときに行う。もし、お互いの子供たちの年齢差

がある場合は、相談して、年上の娘を先に結婚させる。そして年下の相手の娘が成人になってから自分の息子と結婚させる。

「換親⁷⁾」(交換婚)。いま紹介した交換婚は西藏自治区の門巴族のものであるが、これは上海の郊外の農村にある婚姻形態であり、ともによく似ている。家が貧しい青年が彩礼(礼金)や結婚式は負担があるため結婚をする力がない。その場合、同じ状況にある家、つまり両方の家に息子と娘がともにいて、娘相互を交換する方法である。お互いの親は子供たちの意見を聞かずに結婚を決めることが少なくない。それは「伝宗接代」(宗を伝え、代をつないでいく、つまり家筋、血筋を絶やさないこと)を大切に考えるからである。このばあい「親」という漢字は結婚の意味で使われている。

「交換婚」。河北地方ではつぎのような説明になっている。これには換婚と転婚の二つの種類がある。換婚は二つの家の婚姻である。すなわち、Aの家とBの家には息子と娘がいる。Aの息子とBの娘と結婚し、Bの息子とAの娘と結婚することである。転婚は3つ以上の家が子供を交換して結婚することである。普通は親から子供の結婚を決める。

「試婚」。これは“未正式結婚”で、結婚式をあげる前に同居をするので試婚とも言う。中華人民共和国成立以前は西藏地方の墨脱(県の地名)門巴族でそれが流行っていた。試婚は若い男女の結婚前の性の自由と異なり、男女がお互いに愛し、婚姻への基礎整備の段階であり、その後、男性が女性の家庭に求婚をする。女性の親に許可をもらってから、事実上の結婚生活がはじまる。この婚姻形態は先に述べた服役婚と違い、試婚期間内には労働する義務がない(自分の意志でするのは勝手である)。女性の家庭に入って暮らすか、村の共同住宅や余分の部屋をもつ友人の家に住んでも構わない。ある程度の時間がたち、二人の共同生活がうまくいっている場合は、結婚のことについて相談する。性格、相性が合わないか、他人が好きになった男女は別れることもある。男性が先に試婚をやめる場合は、女性に補償金を与える。試婚は墨脱門巴族ではごく普通の婚姻形態である。

「埋房」。江西地方その他、漢族でみられた形である。若い婦人は夫が死後、寡婦になった。その家の兄弟が貧しいためまだ結婚できない場合に親族の手配で結婚させる。この婚姻形態は、中華人民共和国が成立後になくなった。

「近親結婚」。一般的には舅母女、姑母子あるいは、姨母の子供の間で結婚させる。この婚姻形態を最も親しい(親上加親)というのだ。これも中華人民共和国が成立後になくなった。

貧窮などによる結婚

「換親」。湖南地方の報告である。遠い農村と貧困地域では、ある人たちは嫁を得に

くいため、換親の方法で自分の娘を相手の家の嫁にして、相手の娘を得て自分の家の嫁にする。ほかにも3つの家が交換する場合もある。多くの場合は息子を結婚させるためであり、娘の幸福を犠牲することが多かった。したがって、逃亡や自殺の悲劇が発生することが少なくないと言われている。

「插花婚姻制」。金華地方の婚姻形態である。男女が婚約した後に、男性が急に亡くなった。そのとき、女性の家がこの家との縁を切りたくない場合は、男性の家にもまだ結婚していない兄弟がいると、兄弟と結婚する。それを插花婚姻という。他には、姉が亡くなった場合、妹が妾になる。そのときは婚姻としてのものは何も持って行かないし、式もしない。

もし婿の家柄がよくて、金持ちである場合や、長女と結婚してその長女がたくさんの嫁妝（金や物）をもって結婚してすぐに亡くなった場合は、次女を結婚させることになる。

「姑換嫂」。浙江地方の平湖地域の農村で、この婚姻形態がある。昔、貧しい村人が媳を得ることができないため、仲人を通して、自分の娘とほかの家の娘と交換する。交換婚と似ている。しかし、この姑換嫂は何度も交換する場合もある。それで“三掉親、四掉親”の言い方がある。すなわち三度婚、四度婚のことである。つまり交換婚を何度も重ねるとも言える。その結果、子孫が多くなる。

「叔接嫂」。寡婦の兄が仲人をして、寡婦と男性（義理の弟となる）とを同居をさせる（寡婦が贅夫をする）。兄と亡くなった弟の妻との組み合わせもある。これらは、家産を守るためである。あるいは、自分の兄弟の子供が虐められることを防止するためである。この婚姻形態は貧しい家に多くみられる。普通は式をしない。上海には『叔接嫂』の長編叙事民歌が流行っていたこともあったという。

「錯房婚」。河北地方。兄弟のどちらかがなくなったら、その兄弟がなくなったひとの妻と結婚することである。多くの錯房婚は貧しい家から見られる。

略奪婚と死後婚

「搶妾」（「搶」は奪い取るの意味）。これは便宜のための結婚というよりも、やむを得ずの結婚である。婚約を破ろうとする女性や、寡婦あるいは処女ではない女性たちはお金がない独身の男子の家に捕縛（強制的に捕まる）されることがあった。結果、やむなく結婚する。この嫁を捕まえる（搶親）ことは表立って行動できるものではない。そのためしばしば現地のヤクザ者が関与することがあったが、それを避けるために、関与しないように前もってかれらに金を与えることもあった。搶親は多くの場合は、大村（有力な村）が小村を圧倒し、大姓（力のある一族）が小姓に対して行なわれることが少なくない。村の規模が同じときは、相互の宗族の争いになることが多

い。

「搶親」（略奪婚）はつぎの3つのケースにわけられる。1. 男女が婚約した後、男性の家が没落して、女性の家が婚約を破って改めて結婚をしようとするとき。2. 女性の家が男性に高い礼金を要求したけれども、男性はその高い礼金を負担できないが、あきらめたくないとき。3. 男女に深い愛情がある。しかし、女性の家に対抗されたとき。江蘇地方、河北地方に報告がある。

「抗孀」。上海に類似のものと同様なものがある。ある寡婦を奪うことである。昔、独身の男性がある寡婦が気になって、寡婦本人の意志を聞かずに、亡くなった夫の宗族人（親族）に利益を与える。そして、婚約書を書いて、深夜に自分の仲間たちと寡婦の家に入って寡婦を奪い去る。亡くなった夫の親族は結果的に寡婦を家から追い出したことになるので、亡くなった夫の財産を奪ってしまうという形で利益を得る。中華人民共和国が成立後、この習俗はなくなった。

山東地方に「冥婚」の報告がある。昔、民間には“無妻不継子、無子不継孫”という表現があった。未婚で亡くなった男子が財産を継続するために子供が必要な場合、未婚のまま亡くなった女性と冥婚させる。冥婚と普通の結婚とは似ていて、この結婚を両方の親が相談して決める。結婚式は男性の家から女性の家へ迎え人がいき、その人が女性の棺桶とともに男性の家に向かう。そして、養子になる予定の息子が“位牌”をもつ。この養子は親族の子供からさがす。結婚式ではこの位牌と棺桶に入っている女性を中心として行われる。そして式の後、女性の棺桶はすでに埋められている男性の棺桶の横に埋められる。遼寧地方にも同様の「冥婚」がある。

なお結婚の当事者ではないが、その親が結婚式に近いころに亡くなった場合、山東地方では「服内婚」と呼ばれる習慣がある。結婚の日を決めた後に、どちらかの親が急に亡くなった場合の婚姻形態。もし、男性の親が亡くなった場合、新婦を迎えてからすぐに新婦は結婚服を脱いで葬服に着替える。女性の親が亡くなった場合、新郎が新婦を連れて新婦の墓地まで行って、棺桶を墓に入れた後に、結婚服に着替える。現在は、多くの人々は親が亡くなった期間内に結婚をしない。

河北地方にも冥婚の報告がある。それは“鬼婚”と呼ばれることもある。

「沖喜」。湖南地方。婚約があるうえで、病気がひどくて亡くなるかもしれない男性と結婚をする。それは男性の悪を追い出すためと信じられての結婚である。これは男性の家の都合に合わせて、女性を犠牲者にする婚姻である。新郎は病気のために結婚式に出られない。新郎の妹から渡されたオスの鳥を抱いて新婦と結婚する。新婚夜は新郎の妹と共に過ごす。もし、新郎が死んだら、新婦は既婚者として、一生寡婦になる。

同姓不婚

「同姓不婚」。山西地方での婚姻の考え方には、同姓不婚の制度がある。ただ実際は、同じ村の人々には同姓が非常に多いので、同姓不婚を実行できない場合が多かった。それで、習俗を変え、異なる姓は結婚でき、同姓者は地元の場所を離れば、結婚できる。

妻方居住（婿入り）婚

「招贅婚」。門巴族の家では、招贅婚（夫を迎え入れる、すなわち妻方居住婚となる）の婚姻形態が約半分である。人々は観念上では“嫁”と“贅”との違いについて、男女の区別はあるものの厳密な区別をしていない。入贅は一般には人気がある。現実の生活においては、若い男女が婚約した後に、どちらの家に入るかを決めるのである。その判断のための重要な根拠はお互いの家の労働力による。女性の家においては、男性がいなか男性の労働力が乏しい場合は、男性が女性の家に入ることになる。

招贅婚の形をとる結婚式は比較的簡単である。しかし、この式は活気にあふれているのが普通である。その時、新郎と共にもう一人の男性が一種の儀礼として女性の方に随伴する。女性の方は力を入れ熱意をもって招待する。ただし、この式の儀礼は出嫁を比べて簡単である。贅で入った家においては、男女は平等である。ただ、男子は義理の父親の財産を継承できる。贅婚はしばしば嫁の妹とまで結婚する。姉妹が共に夫の妻である入贅の家はしばしばみられる。この場合、結果的にはこの招贅婚は一夫多妻となる。

「招郎」。江西地方などでみられる。「招郎」は妻方居住婚のことである。娘の一人子や、娘しかいない家では娘を嫁に送りたいくない。その場合は、男子を自分の家に入れる。ある地域においては名字も変え、嫁の籍に入る。そして、嫁の親を永遠に養老にする。招郎する男子は一般的にいて、家庭が貧しくて、自分の家では結婚できない男子である。したがって、かれらは自ら志願して相手の家に入り婿をする。結婚前に、両方の親族が相談して、契約を書く。その内容にはつぎのような条件が含まれている。すなわち、産んだ子供がなにを継承するか。嫁の親についての養老義務、家庭財産の継承などである。現在でもこの婚姻形態が少ないものの、まだ残存している。

湖南地方の「招郎」とは少しニュアンスが異なる。他の言い方として、“入贅”；“倒挿門”とも呼ばれていた。こちらは、完全入贅と半招郎の二つの種類がある。完全入贅とは夫は完全に妻の家で暮らすことであり、生まれた子供も妻の名字に従うことである。半招郎は両方の家で廻しながら暮らすことで、生まれた初めての子供は妻の名字に従う。そして、二番目の子供は夫の名字に従う。その次の子供があれば、この規則に従う。この婚姻形態は漢民族と平原地域とは少なかった。ヤオ族と山地では普

通のことである。城歩の高山地、苗族、ヤオ族、侗族、漢民族との雑居には、この婚姻形態が約半数である。

江西地方の「招夫」。これは昔の寡婦は労働力が弱く、また子供がまだ小さい場合が少なくなかった。亡夫の両親が高齢であるために、その世話が必要で再婚ができない場合もあった。その場合に、義理の両親に同意を得てから、新しい夫を家に入れる。これを招夫という。その男子は必ずこの家に籍を入れ、財産の継続権と養老の義務がある。一般的には、夫を招くときは式をあげない。招夫は家長ではないので女性の家の方式に従うのがふつうである。寡婦が招夫するのはほとんどは子供と両親の面倒を見るためである。

再婚

「再嫁」。本稿が使っている文献では封建社会という表現をとっているが、いわゆる中華人民共和国成立以前の時代においては、婦人は“三従四徳”であることを要求された。この“三従四徳”の意味はつぎのようなことである。三従とは未婚のときは父親に従い、結婚をすれば夫に従う。そして夫が死ぬと、息子に従うことである。四徳とは四つの徳の意味であり、徳、言、容、功と漢字で表現される。ひとつ目は品德であり、品のあること、ふたつ目は女性らしい表現とたたずまい、三つ目が女性らしい容姿とエチケット、四つ目は婦功（夫人の家事）である。

夫の死後、妻は家族の規範と家族の妨害があって、再婚ができなかった。それを“守節”として評価された。再嫁したとしても、前もって家産の額を親族に示し、義理の両親と叔伯父さんに家産の割り振りを同意してもらう。その後、再婚するお金（身価銭）をもらって、家から出る。昔の婦人の再婚は軽蔑されていたが、中華人民共和国が成立後、婚姻自由を実行し、夫の死後の再嫁は軽蔑されなくなった。

「贅夫」。“坐産招夫”とも呼ばれる。婦人の夫が亡くなって、財産を守らないといけない場合がある。あるいは、再嫁をすると義理の親の面倒をみる人がいなくなるため、招夫をする。昔、この婚姻形態は亡夫の親族に反対される場合が多かった。それは、寡婦が再婚すると、これらの親族は財産を分有してもらえなくなったからである。

「並家」(家の併合婚⁸⁾)。同じ村の寡婦と寡夫(鰥夫)が紹介され、結果、二つの家一つになることである。ただし寡婦と寡夫の息子たちは元の家で家を立てる。寡夫は並家後、寡婦の元夫と自分の家の香火(家の祭祀)の責任をとる。これは“双肩挑”と呼ばれる。

「転房」。または“坐床”という。女性が夫の死後、夫の兄弟と結婚することを転房という。湘西地方。漢族だけでなく、苗族にも坐床の習俗がある。

類似の事例として杭州の事例。二人で婚約をした後に、男性が急に亡くなった。両

方の親が同意をしてから、亡くなった男性の兄弟と結婚させる。ほかには、結婚した兄弟が亡くなった場合は、他の兄弟と亡くなった兄弟の妻と同棲することができる。貧しい家が嫁を得る財力がないか、兄弟の財産を狙うために、亡くなった兄弟の妻と結婚する。

「寡婦婚」。河北地方。夫が死後、もう一度結婚することである。昔の女性にとって貞節が非常に大切である。寡婦の再婚はよく責められた。したがって、寡婦婚はあまりにも少なかった。もう一度結婚しようとしても、「守孝」が終わってからでなければ、再婚ができない。

「活頭婚」（離婚されてもう一度結婚すること）。河北地方。女性が夫に離婚されてもう一度結婚することである。女性の再婚は“不貞節”と言われる。そして、離婚された女性の再婚は寡婦の再婚よりもっと大変である。普通は昼間の「嫁迎え」は許されなかった。深夜に嫁を迎えに行く。活頭婚の女性は地位が低い。

山西省では「填房」という。ある女性が、妻が亡くなった男性と結婚するときはそれを填房という。多くの填房する女性は貧しい家の娘が豊かな家に嫁ぐ場合と、年が少しある女性が嫁ぎにくい場合である。填房は正妻であるが、最初の正妻の地位を比べると差別がある。他に“続室”という表現もある。

新しい形の結婚

「文明結婚」。上海では新しい形の結婚が登場した。それを文明結婚と呼んだ。

辛亥革命、特に“五四運動”後、都市の進歩した青年たちは自由恋愛を満喫した。そして、それを文明結婚と言った。文明結婚の礼儀には以下の6つを行う。1. 音楽を奏でる。2. 証婚者（結婚を正式に認める人）が結婚証明を読む。3. 新郎新婦がお互いにお辞儀をする。4. 証婚者、紹介者、主婚者、新郎新婦と一緒に結婚証明書にサインをする。5. 新郎新婦が飾りものを交換する。6. 新郎新婦は証婚者、紹介者、主婚者と結婚式に参加した全員のお客様に挨拶をする。これで結婚式が終了である。

「両辺排結婚」。ある家には一人娘があり、別のある家には何人かの子女がいる。但し、前者のある家庭の親は結婚した娘に面倒をもってもらいたい、あるいは、娘が入贅（入り婚）してくれるとよい。しかし、男性が入贅したくない場合がある。

こういう環境にいる若者たちは恋愛するときからお互いに話し合うことになる。この状況下では、男性の方からすると“両肩挑”となる。その意味は、男性は両方の親の面倒をみる義務があるということである。それにたいして、女性の家は夫婦のために新房を準備するという負担を受け持つ。伝統に従って、新婚夜は男性の新房の方に泊まる（房は女性方と男性方のふたつにある）。これは20世紀も90年代に入ってから

新しく始まった婚姻形態である。

4 結論

以上のデータから見ると、一夫多妻においては、一夫多妻をもつ家族は多くの場合は裕福な家族であると一般的な言い方ができよう。それは上の事例でも示されているが、たとえば呂昌林は「一夫多妻の婚姻形態は主に貴族、商人、土司などの上級社会にある。西藏の貴族たちには多妻が流行していた。それは、政治との必要性である。もし、一人の貴族男性が一人以上の家柄がいい女性と結婚すると、必ず自分の勢力の範囲を拡大して、他の部落との関係も絆が強くなる。したがって、貴族階級の男性の妻たちはそれぞれの部落と土司から来たのである」（呂昌林、1994）と述べている。

しかし、注意しなければならないのは、貧しい家族でも一夫多妻が成立していることである。それはどのような事例であろうか。

西藏地方の一夫多妻は姉妹による共夫が多い。2節で指摘があったように、「この根本の原因は男子だけの家庭には女性の労働力が少ないため」である。すなわち家族内における女性の労働力の確保のために妻の姉妹を入れるのである。その結果、一夫多妻となる。

また貧しい家族でも一夫多妻になる第2の理由として、王剣虹の指摘に従うと、元代は唐の時代の法律を受け継ぎ、孟子の“不孝有三、無後為大”の理由で、男性が40歳になって、後代がない場合は妾を得ることができた（王剣虹、2002）。という。すなわち、貧困である家族でも、家族の継続性を大切に考えた時代では、後継ぎがない40歳の男性は妾を得ることが可能である。

結論の第2として、データから、一夫多妻と一妻多夫という二つの全く逆のパターンは貧しさという共通のひとつの原因から出ている側面があることである。2節で示したように王さんは経済的に成り立たなくなったので、「王さんは地方から来た郝さんを選んだ。郝さんは若くて、未婚でふさわしい相手だった。郝さんは家事と農業をして、家族を養いながら、共妻をした」（呂昌林、1994）。

一夫多妻多夫一妻にかかわる結論の第3として、2節の事例でみられる多くの例のように貧困を理由とするこの複婚の形態においては、正妻と妾という表現が不適切であるほどに妻たちの間にほとんど身分差がみられないことである。全員が労働力として必要なのであり、全員が生存するために依存しなければならないからである。

平民の家庭にも一夫多妻の婚姻形態が存在するが、貴族との一夫多妻と違いがある。平民のほとんどの一夫多妻は姉妹共夫である。彼女たちは家での地位は同じである。あるいは、妻と妾の区別をしなかった。この概念はモンゴル族の多妻制と同じで

ある。西藏でも招婚（男性を女性の家庭に入れること）の習俗がある。ここでは、長女しか招婚できなかった。そして、姉妹共夫の場合は姉が先に結婚して、妹が大きくなって姉の許可をもらえば、夫と妹は夫婦関係になる。妻たちの地位は同じであるが、仕事が違う。先に結婚した方が家庭内の仕事をして、次に入った妻は家庭以外の仕事をする。逆の場合もある。

一夫多妻や多夫一妻という複婚形態以外の形態を資料として多く示した。そのことから明らかなように、一夫多妻や多夫一妻はさまざまな婚姻形態から独立した特殊な形態ではなくて、さまざまな婚姻形態のなかのひとつの表れに過ぎないことが分かります。その理由は資料が示しているように、あきらかに「生き残り戦略」であることである。生き残りを妨げる一番の原因は貧困である。それと関係するが、家を継続させて、財産の流出を防ぐためである。それは招贅婚、贅夫（坐郎招夫）、錯房婚、一支両不絶婚（多夫多妻）、冥婚などにそれがうかがえる。

すなわち、まとめれば、一夫多妻から多夫一妻という両極端の間にさまざまな婚姻形態があり、その多様性はいま言った「生き残り戦略」である。ただ、その多様性は経済的要因（富裕と貧困）、両親の介護も含めた家構成員的要因、財産にかかわる家の存続の要因、それと文化とも言える価値観などが作用して、この多様性を生み出したのだということができる。

注

- 1) 本稿が資料として使っている中国のこの文献で「原始群婚」という表現が使われているがその意味するところは不明である。ただ、中国語の辞典では一群の男子と一群の女子との結婚であると定義されているが、そのようなものが現実にあったのかは不明である。ただ、群婚といっているので、一夫一妻でないことは確かである。
- 2) 「贅」（ゼイ）は夫を迎え入れることを意味し、「嫁」と対置する概念である。日本語には贅沢などでこの漢字を使用するが、嫁と対置する概念としては日本語では存在しないが、このままこの用語を使用する。
- 3) この話は「王秀才納妾の民間故事」として、中国では有名であり、各所で引用されている伝承であるが、ここでは華声論談 <http://bbs.voc.com.cn/mobile/viewthread.php?tid=8243990>（観覧日 2019.11.13）から引用をした。
- 4) 祧は廟を意味し、日本語では「宗祧」は祖先の廟を意味する。
- 5) 成化は明の時代の年号である。1465年～1487年
- 6) この「民間の招夫養夫」は、百度 <https://mb.mbd.baidu.com/044yisa?f=cp&u=919e2889607cd7f5>（観覧日 2019.11.21）から引用をした。
- 7) ここで使われている中国語の「親」はオヤの意味ではなくて、婚姻の意味である。
- 8) 「並家」の「並」に合わせるという意味がある。

〈参考文献〉

【日本語文献】

早瀬保子「アフリカの一夫多妻婚（小特集1 女性問題）」、『アフリカレポート』（22）、1996年

和田正平『性と結婚の民族学』、同朋舎出版、1988年

佐藤良雄「日本における一夫多妻婚の歴史」、教養論集（10）、1993年

松本芳夫「古代に於ける一夫多妻制について」『史学』18-4、三田史学会、1940年

ジョセフ・スミス・ジュニア『教義と聖約』、末日聖徒イエス・キリスト教会、1835年

【中国語文献】

胡福生 総責任編集『中国民俗大系』甘肅人民出版社、2002年

劉寧波『中国民俗大系・北京民俗』甘肅人民出版社、2003年

尚潔『中国民俗大系・天津民俗』甘肅人民出版社、2004年

杜学徳『中国民俗大系・河北民俗』甘肅人民出版社、2004年

張余『中国民俗大系・山西民俗』甘肅人民出版社、2002年

賽音塔娜『中国民俗大系・内モンゴル民俗』甘肅人民出版社、2003年

韓雪峯『中国民俗大系・遼寧民俗』甘肅人民出版社、2002年

施立学『中国民俗大系・吉林民俗』甘肅人民出版社、2002年

宋徳胤『中国民俗大系・黒竜江民俗』甘肅人民出版社、2004年

鄭土有『中国民俗大系・上海民俗』甘肅人民出版社、2002年

金煦『中国民俗大系・江蘇民俗』甘肅人民出版社、2002年

欧陽發『中国民俗大系・安徽民俗』甘肅人民出版社、2002年

林蔚文『中国民俗大系・福建民俗』甘肅人民出版社、2002年

余悦『中国民俗大系・江西民俗』甘肅人民出版社、2002年

叶涛『中国民俗大系・山東民俗』甘肅人民出版社、2002年

劉永立『中国民俗大系・河南民俗』甘肅人民出版社、2002年

李惠芳『中国民俗大系・湖北民俗』甘肅人民出版社、2002年

龍海清『中国民俗大系・湖南民俗』甘肅人民出版社、2003年

龍志文『中国民俗大系・広東民俗』甘肅人民出版社、2002年

過偉『中国民俗大系・広西民俗』甘肅人民出版社、2002年

李明『中国民俗大系・四川民俗』甘肅人民出版社、2002年

周国茂『中国民俗大系・貴州民俗』甘肅人民出版社、2002年

李績緒『中国民俗大系・雲南民俗』甘肅人民出版社、2002年

張宗顕『中国民俗大系・西藏民俗』甘肅人民出版社、2002年

楊景震『中国民俗大系・陝西民俗』甘肅人民出版社、2002年

武文『中国民俗大系・甘肅民俗』甘肅人民出版社、2002年

趙宗福、馬威俊『中国民俗大系・青海民俗』甘肅人民出版社、2002年

楊統国、馬青『中国民俗大系・寧夏民俗』甘肅人民出版社、2002年

呂昌林「浅論昌都地区一夫多妻、一妻多夫婚姻陋習の現状、成因及对策」『西藏研究』1999年

王劍虹「元代婚姻制度概説」『邢台学院学報』43-46、2003年

許地山『危巢墜簡』商務印書館出版、1947年

文昊『中国優秀伝説故事精選』、新疆美術摄影出版社、2010年

(清) 蒲松齡『聊齋志異』、上海古籍出版社、1986年

(明) 陸容『菽園雜記』、上海古籍出版社、2007年

【英語文献】

Matilda Joslyn Gage “*Woman, Church, and State*”, Humanity Books. 2002